

川崎市立学校教職員教育功労者取扱要綱

(趣旨)

第1条 川崎市立学校に勤務した教職員のうち在職中特に本市の教育に貢献した功労者の取扱については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において教職員とは、川崎市立学校に勤務した校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手、講師、学校栄養職員及び事務職員をいい、市費支弁の事務職員を除く。

(顕彰)

第3条 教職員で永年勤続し、その間勤務成績が優良であった者は、この要綱により教育委員会が感謝の意を表する。

(感謝状等の授与)

第4条 定年退職の功労者については、功労者として感謝状を贈るものとする。

(通算期間)

第5条 本市に編入された町村が設置した学校に在職し、引き続き本市立学校に勤務した教職員の当該町村市立学校における勤続期間は、これを通算する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和41年1月20日から施行し、昭和39年8月31日から適用する。ただし、高等学校の教職員については、昭和41年4月1日から施行する。

2 川崎市立学校教職員退職記念品取扱内規は、これを廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成4年4月1日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年9月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成13年8月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成18年2月15日から施行する。